

関係用語・定義集

| | |
|------------------------|---|
| 子ども・子育て支援金 | 児童手当の拡充、育児給付の手取り10割相当への拡大やこども誰でも通園制度などの給付を通じて現役世代に還元されるもの。 |
| 子ども・子育て支援金制度 | 少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み。 |
| 給与所得控除 | 給与所得額を算出するため、年間の給与収入に応じて差し引かれる控除。 |
| 診療報酬改定 | 診療行為の1つ1つに厚生労働大臣が定めた点数（診療報酬）が決められており、医療の進歩や日本の経済状況を踏まえて、通常2年に一度、点数（診療報酬）の見直しを行う。 |
| 出産育児一時金 | 公的医療保険の加入者が出産したとき、お子さん1人につき原則50万円がご加入の保険者から支給される制度 |
| 国民健康保険事業費納付金 | 国民健康保険運営のため、市町村が都道府県に納付するもの。納付金の額は、都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準を基に、市町村ごとに算出する。 あま市の納付金額は、仮算定額が11月中旬、本算定額が翌1月中旬に、愛知県から示される。 |
| 医療給付費分 | 県が保険給付費の推計をもとに算出したもの。 |
| 後期高齢者支援金等分 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもの。 |
| 介護納付金分 | 介護保険法に基づくもの。 |
| 子ども・子育て支援納付金分 | 子ども・子育て支援法に基づくもの。 |
| 国民健康保険税 収納必要額 | 国民健康保険税として収納する必要のある額。 国民健康保険事業費納付金や保健事業等に要する費用の合算額から、県支出金等を減じて算出した額。 |
| 国民健康保険税 調定額 | 歳入の内容を調査して収入金額を決定する額（保険税算定額から軽減額・賦課限度額を超える額・減免額を差し引いた額。）。 |
| 愛知県国民健康保険運営方針 | 県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するため、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として策定したもの。 |
| 決算補てん等を目的とした法定外の一般会計繰入 | 国民健康保険特別会計における赤字補てん（医療費の増加、保険税の負担緩和を図るため等）のため、一般会計から法定外の公費を繰入れて不足分を補うこと。 |
| 標準保険税率 | 規模別区分ごとに算定した現年度分収納率の直近過去3か年度分の平均収納率より、愛知県が市町村ごとに示す標準的な保険税率。 納付金と同様、仮算定による税率と本算定による税率が、愛知県から示される。 |

関係用語・定義集

| | |
|---------------|--|
| 国民健康保険税 | 医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分から構成される。 |
| 医療給付費分 | 国民健康保険税のうち、保険給付に充てるもの。 |
| 後期高齢者支援金等分 | 国民健康保険税のうち、後期高齢者医療制度への拠出金に充てるもの。 |
| 介護納付金分 | 40歳～64歳の被保険者のみ課される国民健康保険税で、介護保険料に充てるもの。 |
| 子ども・子育て支援納付金分 | 国民健康保険税のうち、子ども・子育て支援金制度へ充てるもの。 |
| 賦課方式 | 国民健康保険税を賦課する方法。主なものとして次の各方式がある。 ○4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） ○3方式（所得割・均等割・平等割） 【あま市採用】 ○2方式（所得割・均等割） |
| 所得割 | 被保険者の所得に対して賦課されるもの。 |
| 資産割 | 被保険者が所有する固定資産に対して賦課されるもの。 |
| 均等割 | 被保険者数に応じて定額が課されるもの。 |
| 平等割 | 世帯数に応じて定額が課されるもの。 |
| 収納率 | 国民健康保険税の収納額を調定額で除した割合。 |
| 国民健康保険税課税限度額 | 被保険者の国民健康保険税負担に一定の限度を設けたもの。医療分、後期支援分、介護分、子ども分ごとに課税限度額を設けている。 |
| 国民健康保険税の減額 | 国民健康保険税負担の厳しい所得の低い被保険者層に対して、国民健康保険税のうち、応益分（均等割・平等割）を軽減する制度。国保世帯の前年所得により軽減判定され、所得に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減区分を設定。 |